

ダーンリィ島における政治的变化

—トレス海峡諸島の社会変化—

瀬 川 真 平

目 次

- はじめに
- I ダーンリィ島民の投票行動の様式
 - (1) 保護島の政治制度
 - (2) 有権者の行動原理
 - (3) 評議員の努力
- II ペンテコスト運動の衝撃
 - (1) キリスト教の伝道
 - (2) ペンテコスト運動の展開
 - (3) ペンテコスト運動成功の要因
- III 政権交替
 - (1) 前議長X
 - (2) 新議長Y
- IV 総 括

○ は じ め に

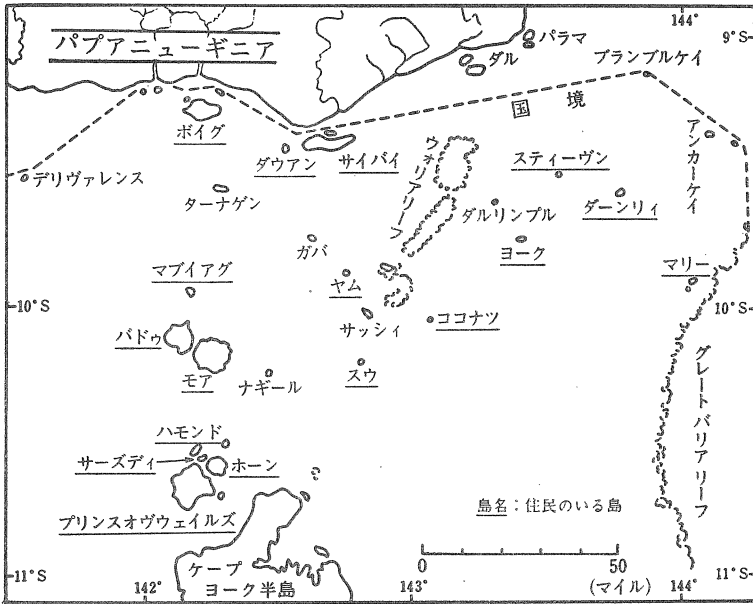
パプアニューギニアとオーストラリアのケープヨーク半島の間にトレス海峡と呼ばれる海峡がある。その東西の幅は約 220 km (東経 142 度～同 144 度), 南北の幅は約 160km で, ほぼ中央を南緯10度の緯線が走る。海峡内には40余の島々が点在し, 「トレス海峡諸島 the Torres Strait Islands」(以下, 「海峡諸島」と略す) と総称され, オーストラリア連邦クインズランド州の領土に属す。全海

峡諸島中、今日居住されているのは17島、そのうちこの地域の行政中心サーズディ島(木曜島)のほか、ホーン島・プリンスオヴウェイルズ島・ハモンド島を除く13島がクインズランド州原住民振興局 Department of Aboriginal and Islanders Advancement (以下、「原住民振興局」⁽⁴⁾と略す)が管轄する「保護島 island reserve/reserved island」に指定されている。

住民はメラネシア系の「トレス海峡アイランダーズ Torres Strait Islanders」(以下、「アイランダーズ」と略す)で、オーストラリア国内の総人口は約9700人、そのうち保護島に約2200人⁽⁵⁾を数える(1976年)。

保護島のひとつ、ダーンリィ島は、海峡の東北端に位置し、地方行政の中心地サーズディ島からは約170マイル、リーフを避けながらのほぼ1泊2日の航海である。約170人のダーンリィ島民は10村、30戸を成す。現在の同島民は、19世紀後半にトレス海峡海域に興隆したナマコ・白蝶貝(後に高瀬貝も含まれる)採取漁業の労働者として、南太平洋各地・フィリピン・インドネシアなどからこの海域にやって来た移住民と著しく混血している。ダーンリィ島近辺の海域はことに好漁場であって、1860年代後半から1870年代初頭にかけて同島に漁業基地がたびたび設けられたため、多くの移民労働者が流れ込み、19世紀後半の同島は「諸民族のたまり場」(Bleakley, 1961: p. 263)の様相を呈した。ポリネシア南部・メラネシア東部のほぼ全域を出身地とする労働移民は「サウスシー・マン」と呼ばれ、とりわけその人数が多かった。ダーンリィ島の現在の壮年世代は、男女を問わず、サウスシー・マンを父または祖父にもち、父方・母方いずれにもこれら外来者との婚姻がみられない系譜を継ぐのは、わずかに老人2名にすぎない。

ダーンリィ島は、マリー島・スティーヴン島とともに行政上の「東部諸島地区」を形成する。白人との接触以前には、これら2島とともに「ミリアム文化圏」を成し、「ミリアム語」が話され、中部諸島以西の島々と区分されていた。今日のダーンリィ島では、接触以後発展してきた「トレス海峡ピジン(アイランドピジン)」と呼ばれる新しい言語が専ら使われ、英語を話せるのは3名、ミリアム語を話せる者はいないか、いても1名だけである。



トレス海峡諸島概略図

1979年、ダーンリィ島で同島評議会議員の総選挙が行なわれ、それによって評議会議長が交替した。これは、ここ数年のダーンリィ島の政治の経過を観察していれば、十分に予想できたことではある。けれども、この選挙の結末がわれわれの興味をひくのは、ただ単に予想通り事が進行し、先見が見事に的中したからではない。それが、同島における、集団の変わりつつある力関係、それを裏づける、島民の政治意識や政治的指導者への期待の推移、さらにまた大きな枠組では、政治と宗教（キリスト教）との相互関係の変容などを集約的に反映し、同島の政治の転換点となった、と理解できるからである。

評議会議長の交替がすぐさま政策や路線の変更につながる、あるいはより実際的には、新政権が採択する政策や路線の成果が、現実の島民の生活のなかに直ちに具現するとは言えまい。しかしながら、少なくとも、島民の意識や価値観が、

選挙という具体的かつ象徴的行為に直接、間接に投影された結果、政権交替を促した、と考えることは可能である。その意味から、ここにこの政権交替の考察を行なうことは、ダーンリィ島社会の複雑きわまりない変動の様相を局部的に探る試行として有効である。

したがって、本稿で扱われる政治的变化とは、得体の知れない“伝統”から陳腐な“近代”へとといった一系的、図式的、壮大な展開系列に層するものではないし、政治制度そのものの史的変遷や政策の推移などを指すでもない。ダーンリィ島という小さな島における、個人の思惑が錯綜し、諸集団の勢力の盛衰が絡み合うなかで意志決定をしている島民の行動や意識のうち、政治的分野に写し出された部分の現代的变化が考察されるテーマとなろう。

以下、まずダーンリィ島の政治制度と島民の選挙行動の様式を記し、次いでダーンリィ島社会に衝撃を与えたペンテコスト運動について述べ、前・現両評議会議長のキャリアを紹介し、最後に総括を行なう。

なお本稿は、筆者のトレス海峡諸島の社会変化の研究の一部を成すものである。

I. ダーンリィ島民の投票行動の様式

(1) トレス海峡諸島の政治制度

クインズランド州原住民振興局により保護島に指定された13島は、各島が3年毎に満18才以上の島民男女によって選挙される「島評議会 island council」をもつ。評議会は、選挙の最高得票者を「議長 chairman」、第二位当選者を「副議長 deputy chairman」、三位以下の当選者を「評議員 councillor」とする。定員は各島の人口に応じて多少変化するが、3名というのが卓越する。

評議会は各保護島における立法・行政・司法の三権を掌握し、その権力は多岐にわたる。各島の歳入を管理し、島内における共同事業を企画、実施するほか、島民以外の人間の入島許可を決定する権限、土地争いなどの判定、罪を犯した島民を島から追放する権限など法廷としての機能も併せもつ。

13の保護島は、西部・中部・東部の3地区に行政上区分され、各地区1名の「地区代表 representative」を選ぶ。地区代表は、それぞれの地区に属す島の全評議員のなかから互選される。

評議員制度は、1900年頃に当時のサーズディ島行政庁長官 J. ダグラス がその基礎をつくり (Douglas, 1899/1900 : p. 35), 1914年には当時のクインズランド州内務大臣 J. C. アップルが、アイランダーズに対してこの制度の必要性を説いた (Bleakley, 1961 : p. 291)。その後、アイランダーズの間で、各島駐在の白人小学校教師への不満が高まってきたので、名島内の諸問題についてはある程度島民の自治に任せる方針を内務省が州議会に提出し (Peel, 1947 : p. 100), 「1939年トレス海峡アイランダーズ法」の成立をみた。ここに、海峡諸島におけるアイランダーズの若干の自治が認められるに至った。

当時の評議会の権限と機能は、Peel によると (Peel, *ibid.*, pp. 100~105), 次の二つに大別できる。第一は、評議会は各保護島における地方政府を代表し、島の習慣や慣例に従って島の統治の責任を負い、そのような統治のための条例を制定し、かつそれを施行し、島民に遵守させる権限がある。第二は、評議会は、保護島住民の安寧・福祉・厚生・道徳的健全・衣食住の供給と利便を推進し、維持し、規定し、管理するための条例、保護島の進歩・発展・繁栄のための条例、各保護島政府の労働や実業を指導管理し、遂行するための条例を制定し、このような条例を施行させる権限をもつ。それ以外にも、道路や橋梁などの建設・維持・管理、保健衛生、各島の公共事業や土地分割など、一般に保護島のよき統治と住民の福利のために必要あるいは有用とされる全ての事項に関する条例を制定することができる。加うるに、評議会は島の法廷を構成し、法廷は条例違反の全てに及ぶ司法権をもつ。

このように、1939年のトレス海峡アイランダーズ法により、各保護島におけるアイランダーズの自治が認められるようになったが、これらの諸条例は、クインズランド州土民問題局 Department of Native Affairs の長官の承認がなければ実効力をもたないものであった (Peel, *ibid.*, p. 102)。また、当時設けられてい

たアイランダーズ保護官は、アイランダーズの財産に関する全面的な取り扱いの権限を有し、土民問題局長官の承認にのみ従い、そして保護官の承認と証明がなければ、アイランダーズの意志は全く有効ではなかった (Peel, *ibid.*, p. 104)。中心的な行政権限は依然として、クインズランド州政府の首相や職員・土民問題局長官・アイランダーズ保護官などにあり、首相は州議会に対して責任を負うが、アイランダーズはその議会の発言権は全くなかった (Peel, *ibid.*, p. 101)。

現在の状況は、条例制定や島法廷など基本的なことからについては1939年当時と大差はないが、アイランダーズ保護官の制度は廃止され、土民問題局が原住民振興局へと発展した。最も顕著な変化は、1965年の「アボリジニーズ及びトレス海峡アイランダーズ問題に関する法」(連邦政府)により、オーストラリア連邦の市民権を与えられ、連邦政府・州政府両議会の選挙権を得、連邦政府の社会福祉や各種年金の受給資格を手にしたことである。そして、1971年の「トレス海峡アイランダーズ法」(クインズランド州)は、アイランダーズによる保護島の大幅な自治を認めている。

(2) 有権者の行動原理

ダーンリィ島において、評議会を中心とした自治の拡大は、当然かつ皮肉にも、評議会へのはなはだしい三権一立法・行政・司法一集中をもたらし、評議員、ことに議長が同島の政治的、経済的権力を独占的に握るようになった。島内の各種公職の任免、島内における公共事業部門⁶⁾への雇用の採用決定などを一手に管轄する議長は、いわば島における独裁的政治権力者に成長してきた。

それゆえ、ダーンリィ島民にとって最も身近かな選挙である評議会議員選挙は、島民の政治的、経済的利害への関心を如実に反映する。なぜなら、結果の如何が選挙民自身に即座に、直接にはね返ってくるからである。評議員、とりわけ議長次第で選挙民は島内での職を失なうことにもなりかねないし、あるいは逆により高い給料を得ることが予測できる職にありつくこともできる。司法権をも有する評議会の判決によっては、島から追放される可能性もないとは言えない。

島内部の諸問題の運営・処理のみならず、ダーンリィ島民にとって、評議会は、より広い社会—白人社会との政治的接触をもつための、権威づけられた唯一のチャンネルでもある。つまり、州政府や原住民振興局をはじめとする各種行政機関に対する島民のさまざまな政治的、経済的要求は、通常は評議会を通して提出され、そういった機関からの公式回答もまた同じ経路を戻ってくる。この意味で、評議会をリードする議長とは、正に、ダーンリィ島以外の社会にむけてダーンリィ島民全体を代表し、彼らの声を代弁し、訴える役割を負う。有能な議長たる名声を獲得するための必要条件のひとつは、関係官庁との折衝によって、リスクが少なくかつ豊富な金銭的、物質的援助をいかに巧みに取り付けるか、ということである。それは、全く議長個人の技量とやり方とに依存している、と言って差し支えない。

このようなわけで、ダーンリィ島民の評議員選挙の投票行動を律する原理は、複数人の候補者のうちの誰が当選すれば自分により有益か、という現実的、具体的計算である。ただし、「自分により有益」であることは、必ずしも経済的関心だけに限定されず、政治的権力へ接近する手順や過程における「自分により好都合」であつてもよく、名声を得ようとの目論見において「自分により有利」であろうとかまわない。そして、このような利益を確実にするのに最も手っ取り早い方法は、自分が評議員になることであるから、いささかでも野心と才覚のある者はしばしば選挙に立ち、権力への接近を試みる。

ダーンリィ島民個々人は、このように、自己の裁量で被選挙者を決定し、島内にある種々の集団の勢力関係が投票の結果にほとんど影響を与えない。正確には、後に述べるペンテコスト運動がもたらされるまでは、集団の力学が個人の投票に影響を及ぼすことはほとんどなかった。例えば、ある集団が彼らの中心的人物を評議員にしたいと願うことがなくはない。しかしながら、その集団の成員全員が一致協力して特定の候補者を支持することはきわめて稀れであった。そのうえ、ある集団が候補者を立てたからといって、その集団に対抗する集団—もしそれがあったとしても—が別の候補者を推すとは限らない。ある集団に反感を抱く一群

の人々が、その集団に対する別の集団を形成しているとも断言できない。このようなわけで、選挙民の投票決定は、あくまでも、彼と候補者との関係に基づく、彼自身の最終的判断に委ねられている。

個人の行動とそれに対する集団の側からの拘束力との間の歯切れの悪さは、おそらく、ダーンリィ島における集団というものの特質によって説明できるであろう。ダーンリィ島には、存在理由や形成の目的の相異なるいくつかの集団がみられるが、いずれも成員が流動的で、メンバーシップがはっきりしていない。よって、集団そのものの結合力はさほど強固ではなく、成員の行動に対する規制も緩やかなのである⁽⁴⁾。

(3) 評議員の努力

評議員の側にあっては、島民それぞれの関心がどこに向けられていようと、島内諸問題の処理能力と島外の、より広い社会の行政機関などとの交渉の技量とを、島民によって厳しく監視され、評価されている。ところが、評議員がその業績を島民に示しうる機会は、さほど多くないのが実際である。なぜならば、いかに有能な評議員や議長でも、島民の過半数に割のよい仕事を与えることは不可能に近いし、島民同士の利害関係のもつれによりひき起こされた民事的異議申し立て—土地争いなど—は、簡単に決着のつく性質のものではない。さらに、ダーンリィ島からの行政機関への要求が、他島からのそれとの競合にいつも勝ち残って、常にダーンリィ島民の満足のゆく回答となって返ってくるわけでもない。

よしんば業績を証明してみせたとしても、評議員としてはそれだけでは十分ではない。彼は、一度手に入れた政治権力やそれにまつわる名声を維持、強化するためにも努力を費さなければなるまい。厳密に言えば、業績があるように見せかけ、島民をして彼の名声を納得させるよう仕向けなければ、彼の権力の座は安泰であるとは言えない。そのための、うまく行けば効果の期待できる手段は弁論である。評議員が、事あるごとに機会を得て、彼の考えを述べ、島内外の意見の異なる人々を批判し、白人や他島民もいる公開の場で彼らと堂々と議論できれば、彼

の支持者のみならず、時としてダーンリィ島民全体を勇気づけることになるであろう。そして、彼こそが我々の代表であり、リーダーであるということを、多くのダーンリィ島民に印象づけることに成功するであろう。

しかしながら、弁論は評議員と不特定多数の島民との間で機能しているという意味においては、その成果が不確実である。確実に一票をものにするには、権力のもたらす特典を多少なりとも島民に分配してやるのが特効薬である。時々タバコを与えるといった細かいことから、島内における役職に任命してやったり、高給取りにしてやるといったかなりあからさまなことまで、相手によって適当に使い分けることができれば、彼は、「気前のよい人」としての名声を得ることができる。この評判は、一方で、当該の評議員が政治家として有能かどうかの島民による審判をばやけさせてしまうこともできよう。しかしまた他方では、政治活動よりも評判買いに専心する評議員も生んだ。

このような手段を用いても、評議員と彼の配下の者達とによって構成される、一種の党派的な組織化された集団が形成されることはない。それは、配下の者達の間を結んで積極的に統合を促進する原理や基盤を欠くこと、配下の者達同士で大なり小なり利害が拮抗し、彼らのなかで競合関係ができてしまうことによる。党派をつくって、その集団全体の利益を計るよりも、個人のそれぞれのほうが優先されがちである。ダーンリィ島民が何がしか統合された集団として活動するのは、むしろ、他島に対するダーンリィ島という枠組においてであって、それ以下の、島内のレベルでは、何かしら集団の如き、あいまいな集まりがあるにすぎない、というのが適切であろう。

評議員の努力は、結局のところ、移り気な一人一人の有権者を、権力のおこぼれを与えることによってつなぎとめておく、ということに向けられるしかない。このことは、政策の主張や具体的な政治的意思表示がなくても当選の可能性があることを意味する。事実、過去の選挙において政治的論争というものはほとんどなかった。

II. ペンテコスト運動の衝撃

(1) キリスト教の伝道

トレス海峡諸島におけるキリスト教の布教開始は1871年にさかのぼる。同年5月、南太平洋はロヤルティ諸島のリフ島を出帆した S. マクファレン・A. W. マーリーの両白人神父、8人のロヤルティ諸島出身の教師ら ロンドン 宣教師協会 London Missionary Society の一団は、7月1日、トレス海峡ダーンリィ島に上陸し、最初の足跡を印した。トレス海峡地方で布教を始めるようになった理由は、同協会がかねてより、南太平洋諸島から当時の英領ニューギニア地方へ伝道活動を拡大する意向をもっており、そのための布石として、まずトレス海峡諸島での宣教を希望し (Bayton, 1971: p. 14, Peel, *op. cit.*, p. 70), その頃、トレス海峡諸島の人々の人口が激減し、それを憂慮する植民地行政官から伝道の招請があった (Bayton, *ibid.*, p. 14) ことなどである。

伝道の初期において第一線の活動を担ったのはリフ島出身の教師や伝道者で、すぐにサモア人が彼らにとって替わった。トレス海峡の人々は、同じ白人とはいえ、白蝶貝採取漁業関係の商人や船乗りとは全く異なる行動をする宣教師達の来城の真意が理解できなかった。そこで、マクファレンは、南太平洋出身の伝道者を送りこんで、彼らに教えを広めさせ、そしてトレス海峡の人々にも伝道者としての訓練を受けさせる、という解決策を実行した。白人宣教師は、後方にあって、教科書づくりや聖書の原地語訳、教師の訓練に専念した (Peel, *op. cit.*, pp. 72-73)。

1873年には、ダーンリィ島に最初のミッションスクールができ、1890年頃までには、トレス海峡の人々は、名目的ではあるかもしれないが、一応キリスト教への改宗者となった。

1920年には、トレス海峡の人々の協力を得たサモア人教師達の手により、マタイ・マルコ・ルカ・ヨハネの4福音書がトレス海峡東部諸島の言語 (ミリアム語)

に翻訳され、出版された。

20世紀に入り、ロンドン宣教師協会は、財政上の困難から、トレス海峡地方で布教活動を継続することが不可能になった。1908年には、ダーンリィ島に本部を置いたある神父は、クインズランド州の長老派教会か他の教会が同協会に替わって活動を続けてほしい旨、公表した (Peel, *op. cit.*, pp. 72-73)。1915年、この地域の管轄は同協会から英国国教会 Church of England/Anglican Church の手に移り、正式にカーペンタリア管区 Episcopalean Diocese of Carpentaria に編入された。

英国国教会は、既に1908年、トレス海峡の島々に居住する南太平洋出身者のための居住区を、海峡西部のモア島に開設していた⁶⁾。1917年には、その地に神学校も設立され、4人のアイランダーズの学生が入学した。彼らのうち、ダーンリィ島出身のジョセフ＝ルイ、マリー島出身のポイ＝パンの2名は、1919年に助祭 deacon に、1925年には牧師 priest に任じられた。

カトリック教会は、1920年代にクインズランド州政府からハモンド島 (トレス海峡南西部、地方行政の中心サーズディ島の北隣) の管理を認められ、1928年には同島に教会堂が建設された⁶⁾ (杉本, 1978 : p.108)。

(2) ペンテコスト運動の展開

キリスト教の布教開始からちょうど100年を経た1971年、ダーンリィ島に新しい宗教運動がもたらされた。「光の到来⁷⁾」100年祭がトレス海峡各地で盛大に祝われ、ダーンリィ島のミッション上陸地点に巨大な記念碑が建立されたのもその年であったが、偶然とはいえ、皮肉である。1971年までは、英国国教会はダーンリィ島における唯一の正統的教派であったのが、新たにペンテコスト運動 Pentecostal movement が伝えられたのである。

ペンテコスト運動とは、キリスト教において、聖霊の九つの賜物のうちの「異言 glossalalia」に信仰生活上の意義を認める信仰復興運動である。今世紀初頭にアメリカから興り、すさまじい勢いで世界各地に伝播した。ことに、ウィルソ

ンによれば（ウィルソン，1979：p. 64.），1950年代にカリフォルニアのとあるアメリカ聖公会の教会で信徒達が異言を唱え始め，この出来事が報道されて以来，アメリカのさまざまな教会で異言を語るという能力が体験された。聖職者の側からも，こういった体験を真実である，と確信する者が現われた。こうして，新しい崇拜様式に対する熱狂が熱狂を呼び，ペンテコストの体験を解説する雑誌が発刊され，この運動を広めるための基金や会議が設置された。この信仰復興運動は2，3年で英語使用国全体に波及した。

ダーンリィ島における最初のペンテコスト主義者は，オーストラリア本土で働いている間に既にこの運動に参加していた人物で，ダーンリィ島帰島後直ちにこの運動を広めた⁸⁾。新しい運動は，あたかも熱病の如くにダーンリィ島民の間に侵透し，多数の島民がこの運動に加入するまでに大した時間はかからなかった。在来の英国国教会の勢力圏をたちまちにして席卷し，全人口の約半分がこの運動に加入したところで，その勢いはやっと一段落した。新運動が急激に伸張した要因は，以下において記されるが，島民の間に潜在していた英国国教会への不満⁹⁾と，当時のダーンリィ島評議会議長の長期政権に対する反感とが結びついた形でこの運動が展開していった。

新運動の興隆は，ダーンリィ島民を，彼らの行動上，大まかに，「熱心な英国国教会信徒」，「熱心でない英国国教会信徒」，「ペンテコスト派」の3類型に分けることを可能にした。熱心な英国国教会信徒による認識的な分類もこれに合致するが，ペンテコスト派はペンテコスト派と「そうでない人々」とに分ける。

そして，ペンテコスト運動の衝撃は，熱心な英国国教会信徒に危機感を抱せた。それは，ただし，あくまでもダーンリィ島における歴史的正統派たる自負に対する危機意識であって，神学的な信仰上のそれではなかった。いずれにせよ，彼らはダーンリィ島英国国教会信徒の組織づくりに乗り出した。まず1975年には，「トレス海峡地区英国国教会母親連盟 Church of England Mothers' Union」の総会をダーンリィ島で開催した。開期中には，礼拝・説教会・セミナーなどが催されたが，最大のイベントは，ミッション上陸地点に建てられた記念碑への参詣で

あった。ダーンリィ島は、南太平洋からトレス海峡に進出したミッションがその第一歩を印した島である。その島でこういった大会を開いたこと、なかならず、聖地巡礼にも似たミッション上陸地点への参詣は、ダーンリィ島民のみならず、トレス海峡諸島における英国国教会とそれを取り巻く人々や組織にとって、象徴的な意味合いをもった。形式的にはあるにせよ女王を首長にいただく英国国教会の、トレス海峡諸島における歴史的正当性を、白人はアイランダーズにむけて喧伝し、アイランダーズは彼らの仲間と白人に対して確認し合う行為であった。

一部の、熱心な英国国教会信徒による組織づくりは、島内の少年達のあいだにその成果が顕現した。少年達に入念な宗教教育を施し、教会活動や行事に主体的に参加させる目的で、「ダーンリィ島英国国教会少年団 Church of England Boys' Society」が結成されたのである。同少年団は、牧師や助祭の下に定期的な学習会や聖書講読会を行ない、メンバーのなかで成績の秀れた者は、専門的な高等教育を受け、各種の聖職の資格をとり、本格的に宗教界に進むこともできるようにバックアップする団体である。メンバーは、教会委員 church councillor と協力して教会堂の日常的管理に奉仕し、さまざまな行事や儀式では、メンバーにも重要な役割が付与されるようになった。また、少年団は、活動の資金や教会への献金の源として、船外機付きボートを使って他の島々へ荷物や客を運ぶ事業を運営し、監事役1名の少年が財布を預る。

少年団以外にも、学齢期少女を対象とした週3回の学習会、聖歌隊の充実などが図られた。

英国国教会信徒の一部からこのような巻き返しが起こったわけであるが、一度失なった彼らの勢力の回復は如何ともしがたく、ペンテコスト派の伸張に対して防戦するのが精一杯というのが現状である。

(3) ペンテコスト運動成功の要因

ダーンリィ島においてペンテコスト運動が成功した要因は、主に二つの視点から考察されるのが妥当であろう。ひとつは、ペンテコスト運動それ自体をとりあ

げて、この運動が一般的にもつ特質を考慮する視点である。これは、換言すれば、ペンテコスト運動は何故急速に世界各地に広まったかを探ることになる。もうひとつの視点は、「ダーンリィ島におけるペンテコスト運動の場合」という、特殊な、個別的状況を掘り下げてみるものである。前者の視点から論を進めていくには、今の筆者はそのための知識も力も欠いている。それゆえ、B. ウィルソンに全面的に依拠しつつ、まずペンテコスト運動全般の成功の要因について、簡単に言及しておく。

ウィルソンによれば（ウィルソン, *ibid.*, pp. 62-68, pp. 88-93）、ペンテコスト運動は、それ自身が「エキュメニカル」であり、「デモクラティック」であることのために成功した。この運動の発端からごく最近に至るまで、ペンテコスト主義者以外のキリスト教徒や一般の人々は、ペンテコスト主義者を「自己流教会の熱狂者」、「(参加者が歓喜して転げ回る) ホーリー・ローラーズ」、「宗教的アナキスト」などと軽蔑し、「キリスト教の本質について誤まった導きを受けた、教育程度の低い下層階級の人々」とみなしていた。しかしながら、1950年代末以後、アメリカはじめ世界各地で、ペンテコスト主義者の信仰中の依り所たる「異言を話す」能力が実際に体験されてからは、この運動は教派を越えて飛躍的に発展した。なぜならば、この運動に加わった人々は、彼らが通常礼拝する教会の公式の信条がどうであれ、ペンテコストへの熱中をキリスト教徒の生活の中心に置いたからである。

また、ペンテコスト主義者の説く訓戒や神学⁹⁰は本来デモクラティックであり、人々の心を奪った新しい様式の宗教は、戦後興隆しつつあった雰囲気ときわめてよく一致した。この新様式の宗教は、民衆のデモクラティックな意識を鼓舞し、より効果的な内面化の過程によってそれが支えられ、懺悔という権威主義的なメカニズムに代表される、外的で公式的に命じられる社会的規制に依存することが少ない。ギターがかなでるシンプルな旋律と直截なリズムは、荘厳ではあるが盛り上がりがない教会音楽と著しい対照をなした。それが「宗教的」と認められたのは、その音楽が引き起こす熱狂のためであって、礼拝式の清浄性という

観点からではない。このゆえによって、非ペンテコスト主義者がペンテコスト主義者を「教育低度の低い下層階級の人々」と非難した、正にそういった人々⁶⁹を通して、ペンテコスト運動は展開した。

ダーンリィ島においてペンテコスト運動が非常な勢いで伸展した要因は、基本的には、ペンテコスト運動自体が一般的にもつ成功要因から逸脱するものではない。つまり、この運動に内在するデモクラティズムという特質が、オーストラリアという白人優越の国家において社会的に抑圧され、従属的な立場にあるダーンリィ島民の一部に熱狂的に受け入れられた。

しかしながら、ダーンリィ島の場合、宗教的熱狂が政治的主張に転化されたことが、この運動に多大の成果をもたらした、と言えよう。それは、白人社会に対して、最終的にはオーストラリアからの独立を目指した、待遇改善・地位向上などの要求となって提示された。こういった動向の背景には、隣接するパプアニューギニアの独立（1975年9月16日）、ソロモン諸島の独立（1978年7月7日）を頂点とする、メラネシア全体のナショナリズムの高揚が外部から少なからぬ影響を及ぼしていることは否定できない。それにしても、ダーンリィ島民は比較的にノンポリティカルであった。白人優越に対する不満が彼らのなかにうっ積してはいたけれども、それを外部に向けて公言したり、行動したりすることはなかったし、信仰と政治は畑違いの問題であると考えるのが大方の態勢であった。ところが、ペンテコスト派が説く「信仰の原点たる聖書に忠実であれば、『白いオーストラリア』に属していることは間違いなのであって、独立すべきである」との訴えは、ダーンリィ島民の不満を的確に代弁し、彼らに活力を与えた。それはまた、信仰と政治の間の仕切りを見事に取り除いてみせ、しかもイエスの教えに全く矛盾しないことを証明した。さらに、この訴えは、そのハイアラーキーのなかでアイランダーズ出身の聖職者の昇進が限定されている英国国教会への重大な挑戦でもあった。なぜならば、白いオーストラリアとは、その政治機構だけを指すのではなく、宗教組織としての英国国教会も意味する。それゆえ、白いオーストラリアからの独立とは、キリスト教徒たるを否定するのではないにせよ、英国国教会

とは訣別するということの意味表示に等しいからである。そこには、ペンテコスト運動のもつ、教派はさしたる問題ではないというエキュメニカルな性格が発現されている。

ペンテコスト派のこの問題提起に対して、英国国教会の信徒は問題の本質を把握できていないようである。問題とされていることは、組織や派の勢力争い、教義解釈上の当否、ダーンリィ島における正統性の侵犯などでは決してない。事はダーンリィ島民全体の選択と決定に関わっている。ペンテコスト派によって提起された問題の回答を明示しない限り、英国国教会派は勢力の弱体化を防ぎきれまい。しかし、英国国教会派が問題の核心をつかみ、たとえ何らかの回答を探りあてたとしても、今のところ、独立論をしのぐほど魅力的な答えはありそうもない。この意味で、筆者は、英国国教会派の形勢は不利と判断したのである。

ペンテコスト派の、聖書から独立へという論理の大飛躍は、イエスの土着化された解釈により説得力を備える。ペンテコスト派の一部から、「イエスは（キリスト教以前の宗教ポマイ教⁶⁴の）マロ神なり」との綱領が語られ始めた。ポマイ教は、キリスト教の伝来とともに宣教師によって“野蛮な邪教”として破壊、禁止されたが、ミッションナリーは、島民達のキリスト教理解を容易にするために、イエスをマロ神になぞらえて彼らに説明した⁶⁵。したがって、キリスト教伝来当初にイエス＝マロ神という、意図的に創作されたシェマがあったわけであるが、それが今再度島民達によって語られだしたことは、きわめて深長な今日的意義をもつ。イエスとしてやってきたのは、ほかならぬ彼ら自身のマロ神であったという確認は、独立していた時代へ回帰する象徴的作用をもつからである。ポマイ教とマロ神の時代は、イギリスやオーストラリアに支配される以前の、独立していた時代であった。マロ神はイエスに姿を変えたにすぎないから、独立の時代は続いているはずである。しかるに、現実には、白人支配の下に従属的な立場に甘んじている。それは、イエス、すなわちマロ神の教えたる聖書に忠実でないからである。しかし、聖書に従うなら独立の要求は当然ではないか。このような説明によって、イエス＝マロ神というシェマが、聖書から独立へという一見無謀な論理を、

文化的背景にそくして十分意味のあるものにする。無論、この論理を正当化するためにイエス＝マロ神というシェマが操作されたのではない、ということは断わっておくべきである。

Ⅲ 政 権 交 替

(1) 前議長 X

ダーンリィ島評議会前議長 X は 1925 年生まれ。連続 5 期同職を務め、それ以前にも数年の評議員歴をもつ。彼が長期にわたって議長でありえた正統性は以下の二つである。

第一に、彼は、ダーンリィ島の伝説上の 2 人の祖先に通ずる家系に属していることである。伝説⁶⁶によると、レベスなる一方の祖先は、島の東側の地区を支配し、西半分を治める他方の雄パイウエルと勢力を競っていた。X の父の母はレベスの血統を継ぐ女であるとされている。パイウエルの血筋の者は、全員が島外に移住してしまい、島に残る最後の一人が X の母である。彼女は既に故人であるが、X は母を通してパイウエルの家系も受け継いでいる。よって、彼はダーンリィ島の祖先の真正の後継者であるから、評議会議長という政治権力の保有者たるに应しいのである。

X の政治権力の正統性を保障する第二の理由は、彼の父の父（父方の祖父）に由来する。本稿の冒頭で述べた如く、19 世紀後半から 20 世紀初期にかけて、南太平洋からの多数の移民労働者がダーンリィ島に来住した。X の父の父もそのような外来者の一人であった。この人物はロヤルティ諸島リフ島の出身で、その島の王族であったとされ、7 人の兄弟や従兄弟とともに最も初期にダーンリィ島にやってきた（1871 年）。外来者の血を引く家系が多いダーンリィ島のなかでも、X の父の父は最も早い時期に同島に移住した人物なのである。

今一度整理すると、X のダーンリィ島における政治権力者たる正統性は、彼が母と父の母とを通じて伝説上の祖先の血を継ぎ、父の父が最初期の外来者である

という、家系の古さではいずれも共通するが、いささか矛盾も呈する系譜上の正統性に準拠している。

Xの主張はダーンリィ島の政治権力の独占的保有にとどまらず、島の全域の土地領有にまで及ぶ。レベスの支配した東半分の地区は、彼の父の母を通して彼が相続できるし、パイウエルの治めた西半分は彼の母を通して彼が継承できる、と要求する。彼はダーンリィ島評議会法廷にこの訴えを起こした(1976年)。

Xを積極的に推す人々は、主にXの親族である。ここに言うXの親族とは、その系譜を全てXの父方の祖父母にたどりうる人々である。現実には、その祖父母・大オジ・大オバは全て物故者であるから、XとXの兄弟姉妹従兄弟姉妹以下の世代の人々の一部によって、今仮りにX一族と呼ぶ親族集団が構成される。ここでダーンリィ島の親族組織論を展開する余地はないが、留意すべきは、現在のダーンリィ島における親族の組織化—島外に流出したダーンリィ島民も含まれるべきであるから、ダーンリィ島に帰属意識をもつ人々の親族の組織化とするのが適切かもしれない—は、制度化された原理にはよらず、当事者によってはなはだ便宜的になされる、という特徴である。そして、ダーンリィ島内居住者に限った場合、ただX一族だけが、X一族の人々とそうではない人々との双方によって、親族集団と認知されている。しかしながら、明らかにX一族に属する個人であっても(例えばXの実弟)、ペンテコスト運動に加入したため、X一族から除外された例もある。よって、X一族といえども、その成員の流動性が高く、成員たるの資格も系譜上の妥当性だけによるものではない。

X一族に属し英国国教会信徒でもある人々は、前節の「熱心な英国国教会信徒」という一群をほぼ形成する。X一族以外の人々も何人かこの群に含まれる。X一族から多数の英国国教会関係者を輩出した⁶⁴ことは、Xの政治権力の正統性を付随的に支持するかもしれない。それは、おそらく、ペンテコスト運動の如何にかかわらず、英国国教会やその信徒にとって、同教会がダーンリィ島における正統的教派であって、島民達は、三世代、四世代にわたって、英国国教会のよきキリスト教徒たるよう教えこまれ、指導されてきたことと関連するであろう。

ところが、「熱心な英国国教信徒」に分類される全ての人々がXの政治権力の保有を承認しているわけではない。反対を唱える人物は、彼の母の母の父が最初にキリスト教を受け入れたとされ⁹⁰、父の弟（故人）を英国国教会の牧師に、妻（故人）を同教会トレス海峡地区母親連盟の前会長にもち、彼自身はダーンリィ島における同教会の終身の教区委員 church warden である。父の父の兄（父方の祖父の兄）は、現在の評議員制度以前に行なわれた「マムース⁹¹制」下における最後のマムースであり、本人自身は、島にただ二人残る、系譜に外来者の血が全く混じっていない人物の一人である。彼は、マムースの家系の一員として、生っ粋のダーンリィ島民として、Xの政権独占と全域領有訴訟に対して異議を唱える。

この人物ではなく、Xが政治権力を保つことができたのは、彼の方が動員力が大きかったためである。この人物の親族は、島内ではX一族よりも人数的に少なく、しかも彼自身が老齢で年金以外の収入がなく、よって経済力がXに比べて弱く、配下の者を育てることができなかった。

(2) 新議長 Y

Yは1924年ダーンリィ島に生まれたが、マリー島で育ち、暮した期間が長かった。煩雑ではあるが、彼の系譜を紹介しておく。彼の母の父はポリネシアのニューエ島出身の白蝶貝採取漁業の移民労働者。母の母は、ジャマイカ人交易者（男）とロヤルティ諸島リフ島の娘との間に生まれ、後、両親らとともにダーンリィ島にやってきた。このジャマイカ人交易者は、ロヤルティ諸島から多くの漁業労働者を連れてきたことで知られる⁹²が、前議長Xの父の父もその一人である。Yの父の父は、ニューヘブリデス諸島マエ島から移住した漁業労働者で、ニューギニアのパラマ島からマリー島のさる男に養女としてもらわれていた女とマリー島で結婚し、二人のあいだにYの父が生まれた。Yの父は、生後、同じマリー島の他の男に養子縁組され、その人物はYの父を連れてダーンリィ島にわたってきた。

Yの年代より上の世代の男達の多くが、戦前に、多少とも日本人漁民と上述の漁業に従事した経験をもったが、彼にはその経歴はなく、商業学校を卒業後、原

住民振興局の前身の官庁や各島にある振興局物資販売所で働らいてきた。このような経歴が、彼を、ダーンリィ島で英語の話せる3名の島民のうちの一人にしている。彼のスピーチの巧みさも、政治家としての彼の有力な武器である。今度の選挙で評議会議長になる以前から、彼は既に評議員の一角を占め、マリー・ダーンリィ・スティーヴンの3島から成るトレス海峡東部諸島の地区代表であった⁶⁹。1974年以後は、連邦政府原住民諮問委員会 National Aboriginal Consultive Committee のクインズランド州トレス海峡地区選出の委員でもあった。

Yは一応は英国国教会信徒であるが、「熱心でない英国国教会信徒」に分類される。彼はダーンリィ島で個人経営の雑貨店を営む。原住民振興局の物資販売所が休業している日でも、彼の店に行けば日用雑貨を購入できるが、若干割高である。大方のダーンリィ島民は、このようなYを評して「根っからのビジネスマン (*pro-pa bisnisman*)」と言ってはばからない。教会の日曜礼拝や島を挙げて何かをするときにしばしば行なわれる資金集めのバザーなどにもめったに顔を出さない。

Xには政治的な主張はなかったが、Yは、反クインズランド州政府・反原住民振興局の姿勢を堅持し、アイランダーズの独立を唱える、さほど多くないイデオログの一人である。彼の言うには、原住民振興局がトレス海峡の西部および中部の両諸島地区に賦与する援助と東部諸島地区へのそれには大きな差があり、東部諸島民は常に冷遇されている。例えば、住宅政策をみても、西部・中部の島々には新しく美しい家がどんどん建てられていき、飛行機の滑走路も開設されつつある⁷⁰のに、東部の島民達は何故良い家に住むことが許されず、何故飛行機の便利さを享受できないのか、等々。そこで、彼は、連邦政府原住民諮問委員会の委員として、連邦政府原住民問題局 Department of Aboriginal Affairs に生活向上のための特別補助金を提供するよう交渉し、これが成功した。支給された補助金は東部3島の共同組合設立に充てられ、ダーンリィ島では、同組合によって、1975年から1976年にかけて住宅4戸が新築され、1977年には、これらの住宅と古い住宅の一部に上水道設備がとりつけられ、発電施設も動き始めた。同組合はまた、現在の原住民振興局の物資販売所とは別の、売店を東部3島に新設すること

を計画し、ダーンリィ島では既にその工事が始まっている。

Yの演説や選挙キャンペーンのスローガンは、「*You mi bos blo dis kantri* (私達がこの地方の主人だ)」である。独立を唱えるペンテコスト派がそこに目をつけ、Yもそれに応じたことによって、両者の間に選挙協定らしきものが成立した。ペンテコスト派は、「熱心でない英国国教会信徒」で、いわば不信仰者のYではあるが、その抜んでた政治的手腕を買って全面的に彼を後押しするようになった。同派は、そのリーダー(ダーンリィ島における最初のペンテコスト運動への加入者)を副議長にしていたが、その人物が高齢のため引退したので、彼らの主張のうちの政治的な部分のリードを託せる人物としてYを支援した。Yは、彼の政治権力拡大のため、配下の者の数を増やそうとして、ペンテコスト派の中心的活動家2名に、東部3島の共同組合の監事というポストを提供することで、彼らの組織を利用した。

Yが今度の選挙で議長になり、政治権力を掌握することができたのは、その卓抜した政治的手腕と行動力という、彼の生来備わり、かつ後天的に獲得された、彼一代限りの能力があるからである。それは、彼の政治家としての業績を華々しいものにし、確実な票田を得させた。

ところで、Xによって起こされたダーンリィ島全域領有訴訟に反対する急先鋒は、もちろんYである。彼によると、現在彼が居住している村近辺の土地は、明らかにYの所有である。なぜならば、そこはかつてポマイ教の聖地とされた場所で、ポマイ教の祭司であったYの父の養父が、ポマイ教の総本山たるマリー島からダーンリィ島に派遣され、その地に住むに至った。よって、それ以来、ポマイ教は途絶えても、その土地はYの所有に帰しているからである。その土地に対するYの所有権の正当化は、別の論法によってもなされる。Yの母の母の父であるジャマイカ人交易者が妻や娘を連れてダーンリィ島に来たとき、そこを当時の所有者から買った。その時から、今に至ってその土地はYに相続されている、とも主張する。それに対してXは、Yはダーンリィ島民ではなく、マリー島民なのに、ダーンリィ島に土地があるわけがないし、かつての所有者から買われた土地

を相続しているのなら、かつての所有者と言えども、島の二人の祖先の子孫であるから、祖先の父を真に受け継ぐXこそがその土地も所有してしかるべきである、と切り返す。

IV 総括

ダーンリィ島民の選挙行動における意志決定の基準は、あくまでも、経済的興味、政治的分野での野心、名声への期待といった個人的利益の充足であった。誰に一票を投ずれば自分が得をするか、というはなはだ冷静な計算であった。島内にある種々の、性格を異にする集団が選挙結果に影響を投げかけることもほとんどなかった。ある集団の成員の統一の行動や成員の行動に対する集団からの規制もみられなかった。それは、集団が緻密に組織化されておらず、成員の流動性が高く、メンバーシップの限界がはっきりしていないことが原因である。血縁を紐帯とした集団にしても、一定の制度化された統合の原理はみあたらず、ただひとつ、比較的關係の濃い人々によって構成される疑似親族集団があるにはあるが、他にそれに対応するような集団が形成されているわけでもない。それに、この疑似親族集団の成員にしても、ペンテコスト運動に加入してからは、その集団から除外されてしまった。英国国教会信徒の場合は、ペンテコスト運動以前には英国国教会以外の教派がなかったゆえ、選択の余地もなく、アプリアリに英国国教会の信徒連であったにすぎないし、信徒連も二極分化—熱心な信徒と熱心でない信徒—している。

ところが、ペンテコスト運動の拡張が島民の政治行動、とりわけ選挙様式に新しい局面を展開させた。特定の共通目的をもつ人々、ないし相対的に利害を近しうする人々が、一定の基盤に則り、メンバーシップの明確な集団を形成したのである。その共有された基盤とは、宗教運動としてのペンテコスト運動であり、特定の共通目的とは、信仰復興の形で表現されたナショナリズムや独立の意識と言えよう。これは宗教的な集団であるとともに、ダーンリィ島における政党的機能

をもった集団と規定しうる。そのことを物語る興味深い出来事を付け加えておく。それは、連邦政府原住民協議会 National Aboriginal Committee⁽⁶⁾ の委員選挙のため、選挙管理委員がダーンリィ島に巡回説明に来る2、3日前の日であった(1977年9日)。選挙管理委員はトレス海峡内の保護島を回って、各島島民にこの選挙に関する諸事項を解説し、同時に各島から1名ずつの候補者の指名を受けつけるという役割を負っている。指名された候補者に6名の推薦者があれば正式の候補者として掲示される。Yはペンテコスト派の活動家数人と語り、Yを指名推薦するための準備工作をしていた。筆者は偶然その場に居合わせたのであるが、手はずは次のように定められた。活動家の一人がまずY以外の、そこそこと思われる人物を指名し、続いて別の一人がYを指名する。指名が打ち切られ、6名以上の推薦者があるのは結局はYだけとなり、彼は指名推薦された候補者として選挙に立つ、という作戦であった。当日に至り、ペンテコスト派とYの連けいプレイは見事に遂行された。自薦の候補者が1名名乗りをあげるというハプニングが、却ってこの企てを劇的なものにした。この一事をもってしてもわかるように、ペンテコスト派の統率のとれた行動は、ダーンリィ島の政治のなかで大きな力となった。彼らは、例えペンテコスト運動に参加しない人々でも、政治的にはYのシンパにならせるよう、説得し、小銭を与えたり、優先的に水道や電機をひいてやったり精力的な活動を続ける。具体的な政治的、宗教的主張をもち、成員の主体的な参加によって強化された組織力・結合力をもつ集団の出現により、その集団の動向が選挙結果の行方に作用を及ぼすようになったのである。

評議員あるいは立候補者と選挙民の関係は、個人間の1対1の互恵的な関係であったが、ペンテコスト派の勢力拡大にともない、Yと同派との関係は個人と集団の間の互恵的な関係に変質した。その意味では、立候補者からみれば、選挙運動がやり易くなったと言える。Yの場合なら、不特定多数の選挙人に恩恵をばらまく必要はなくなり、ただ彼を推してくれるペンテコスト派の人々、それも活動的なリーダー達を彼の傘下に入れておけば、目的はほぼ達成できる。しかしながら、Yはペンテコスト運動の加入者ではないから、宗教的なアイデンティティが

彼とペンテコスト派の相互依存関係を支えているのではなく、両者の政治的主張の一致がこの関係に共通の基盤を提供する。ペンテコスト派は、彼らの、信仰復興と独立という不可分の主張が、Yの政治的訴えと重なり合う部分があるので、その組織を動員してYを後援する。そして、彼の卓抜した政治的手腕を通して、島内での勢力を他の諸集団より一步抜んでたものにする事ができ、島外にむけては、ダーンリィ島民のコンセンサスとして独立論を展開しうる。一方Yは、彼の政治的訴えの支援と政治権力自体の安定維持を意図して、彼の資産や政治的手腕を投資して、ペンテコスト派の組織を借りている。Yの政治的手腕がペンテコスト派の優位性をますます高め、それはまたYの政治的手腕を一層隣出したものにする。

XからYへの政治権力の座の移行は別の観点からも興味深い。Xの権力の正統性は彼の家系に由来している。彼やその一族の一部の人々にとっては、その家系こそがXの政治権力を保障し、また島の全域の領有も彼に帰するとの発言たりえた。彼らの家系から島内の英国国教会関係者を多数輩出したという付随的要素が、彼の権力の正当化を手伝ったかもしれない。ところが、これらの要素はX個人の資質や能力とは全く関係のないものである。Xに反対する人々や彼をよく思っていない人々が黙っていれば、X自身の資質や能力はあまり問われない。けれども、15年という期間は、彼の独占的政治権力掌握への反感を醸成するには十分すぎた。彼の一族のさる人物と一族に属さないある島民との個人的不仲から起こったささいな事件も、究極的には、X個人への反感となってXの政権独占が原因であるとされた。

Yは、ほとんどのダーンリィ島民が彼を評するようにビジネスマンである。彼の旺盛な企業家精神、進取の気風に富む性格が、彼をして、政治的分野にも卓抜した手腕を発揮せしめている。彼の経済力も政治的地位の保全に役立つことは、彼とペンテコスト派の人々との関係にも表われている。加うるに、彼は島きっての弁説家であり、流暢な英語で白人とも十分にわたり合える能力も備えている。白人に反感をもちながらも、同時に劣等意識も抱いている島民が多かった

なかで、「独立」という具体的、明確、ラディカルな訴えは、島民の白人に対する不満を公的な場に堂々ともちだし、彼らのナショナリズムを鼓舞するのに絶大な効力をもつ。彼の秀でた弁説力—論旨の明快さ・英語力・演説のテクニック—は、島民をして、彼こそ我々の代弁者と判定させることを可能にする、あるいは、彼は優れた指導者であると島民に思い込ませるための宣伝効果がある。

XからYへの政権交替は、ペンテコスト派の協力があつたにせよ、島民が隣出した政治的指導者、強力なリーダーシップを以前にも増して求めていることの証左と理解できる。そして、そのリーダーシップは、島内の問題の処理よりも、より広い社会への積極的な働きかけのほうに一層発揮されるよう期待されつつある。これは、ダーンリィ島におけるペンテコスト運動の成功のある部分が、より広い社会にむけて発せられた要求や主張に依っている、ということと符合する。

それでは、そのような、より広い社会への働きかけのために、新しいチャンネルが形成されたかという点、そうではなく、現行の評議員制度を通して行なわれることに変わりない。評議員制度そのものに対するダーンリィ島民の評価は、評議員であれ、選挙民であれ、アンビヴァレントである。それは、この制度の有効性が白人(社会)の後盾によって保障されている、という一点に起因する。換言すれば、この制度は白人によって整備され、アイランダーズに与えられたものであるという、制度の背景が矛盾の源である。島民達が白人社会に対して何か意思表示したり、発言する際、現状では、この制度に則って行なうのが最も効率よく、リスクも少ない。そのチャンネルを島民達の側から断ち切ってしまうのは得策ではない、という現実的認識がある。ところが、この制度に従うことは、白人によって規定された彼らの社会的地位の甘受を意味する、という納得しがたい反撥もある。

1936年に起こった、クインズランド州政府出資のアイランダーズのための真珠採取会社に対するストライキは、彼らのその後の地位向上への改革を招いたが(Beckett, 1965: p. 154.)、今日では、そういった手段に訴えて解決を求める問題はみあたらない、と言ってよかろう。むしろ、解決さるべきは、オーストラリアにおける従属的な地位という、もっと大きな、そして根本的な問題である。白

人社会への要求がより多くなり、ますます活発になれば、“合法的”チャンネルは矛盾を肥大させるのであるが、外交的方法によって彼らの目的を完遂するには、この制度を最大限に活用した、制度内からの制度の改革といった方法以外には考えられない。ここに来て、彼らの訴えはその速度を減じざるを得ず、しばしば中途半端なまま堂々巡りに終始しがちなのである。

本稿では直接ふれることはできなかったが、本テーマはもうひとつの、より重要な問題に関連する。つまり、ただアイランダーズ社会—ダーンリィ島社会に限らず一の変容というだけでなく、オーストラリアなる白人優越国家において、「ネイティブ、カラードマイノリティ」と規定されているアイランダーズ社会の変容として取り扱わねばならないとの要請がある。あえて言えば、アイランダーズは国内植民地とも呼ぶべき状況に置かれている。政治的である以上に、文化社会的状況である植民地におしこめられたアイランダーズ社会の変容という立場からこそ、本稿のテーマは研究さるべきであって、そのような視点を欠落させたままそれを行なうことははげな事な事なかもしれない。しかし、それは、今の筆者には重すぎる課題でもある。よって、そのような視点をふまえた研究は、さらに時間をかけて熟考したうえ、後日あらためて公表したい。本稿はそこに至るための糸口であり、筆者のデータといささかの考えを整理したものである。

〔付記〕 本稿の基になっている資料は、1975年、1977年にダーンリィ島で行なった実地調査で得た。1975年には、福井大学の島田正彦先生と約4週間（8月10日～9月7日）、1977年には、筆者だけが約7週間（8月31日～10月20日）、同島で観察・ききとりにより資料を収集することができた。

X氏、Y氏の両巨頭はじめ、ダーンリィ島の全ての *bara* と *sisy* が、筆者に入島の許可をを与えて下さったこと、暖かくもてなしていただいたこと、調査に協力・援助をおしまれなかったことなどに対し、特別の感謝の言葉を送る。

本稿で公表されたことからは全て筆者個人がその責任を負うが、トレス海峡諸島研究グループの先生方・先輩方のコメントやアドバイスが貴重な糧となっている。関西学院大学大島襄二先生、関西大学藪内芳彦先生ならびに研究グループの先生方・先輩方に心よりお礼を申しあげる。

註

- (1) 「Aboriginal または Aborigines」および「Islanders」は多民族国家オーストラリアでの公式なエスニックグループ名称として用いられている。前者はオーストラリア本土の原住民、後者はトレス海峡諸島の原住民。本稿では一括して「原住民」としておき、論を進める上で必要があれば「アボリジニーズ」・「アイランダーズ」として使い分ける。
- (2) カトリック教会管轄のハモンド島(約170人)は含まれているが、保護島でないサーズディ島・ホーン島・プリンスオヴウェイルズ島に居住するアイランダーズ、ケープヨーク半島バマガ保護区に居住するアイランダーズは、いずれも含まれていない。
- (3) 評議会書記、海亀養殖者(連邦政府出資)、カウンシルワーカー(一種の失対事業で道路整備や清掃を担当、クインズランド州政府出資)などは議長が指名する。
- (4) ダーンリィ島民の行動の個人主義的傾向は、キリスト教以前にあったポマイ教のマロ法典が財産の私有を認めたこと、今日の所帯の単位は個人(夫婦間でも夫と妻が各一単位)であることなどに関連するかもしれない。北大路, 1977 : pp. 219-220参照。
- (5) St. Paul's mission community
- (6) ハモンド島は海峡諸島各地から集まった人々によって構成され、寄合世帯的な性格の島(杉本, 19778 : p. 108)。同島はカトリック教会によって管理される保護島。
- (7) 「ミッションはただやってきたのではなく、豊かな、力をもった文明としてやってきた」(Beckett, 1971 : p. 27)。
- (8) ペンテコスト各派のうち、「Assemblies of God 教会」。
- (9) 直接の契機は、ダーンリィ島民に慕われていた牧師が同島から他の所へ配置がえされたことであるといわれている。
- (10) アルミニアン神学。ウィルソン, 1979 : p. 90, p. 92参照。
- (11) アメリカ南部や西部の黒人—ペンテコスト運動は音楽や表現のスタイルの多くを彼らから受け継いでいる—や貧しい白人。南アメリカの、旧来の農村社会の崩壊にともなって都市に移住し、不慣れな環境のなかで新しい生活様式を生み出そうとして激しい情緒的不安を感じている元農民や土着語しか話せず、新しい雇い主や役人とスペイン語で会話できないインディアンなど(ウィルソン, *ibid.*, p. 67, p. 90-91参照)。
- (12) Haddon, *Gambridge Report*, Vol. VI, pp. 281-313, Lawrie, 1970. 北大路, 1977参照。
- (13) ポマイ教の最高神ポマイ(日常その名を口にすることは禁じられている)がキリスト教のGodに、ポマイの神意を代行するマロ神がイエスになぞらえられた。また、さるダーンリィ島民は、マロの法典はキリスト教の十戒であると筆者に語った。
- (14) Lawrie, *op. cit.*, pp. 284-286参照。
- (15) Xの父(故人)・X・Xの長男は教区委員 church warden. Xの次男は下級教区委員

- junior-. Xの妻・Xの従妹は母親連盟の役員, また後者は終身教会委員。
- (16) その人物の記念碑には次のように刻まれている。「A MAN WHO DENIED HIS TRIBAL LAWS AND ACCEPTED THE GOOD NEWS OF SALVATION」
- (17) 1900年頃, 当時のサーズディ島行政庁長官 J. ダグラスが始めた制度。各島毎に島民に代表(マムース) 1名を選ばせ, その人物に対してダグラスも異存がなければ代表に任命する制度。Peel, 1947 : p. 85参照。
- (18) Bleakley, 1961 : p. 263参照。
- (19) 本稿 p. 5 参照。
- (20) 西部や中部の, 比較的大きな島にはセスナ機が離着陸できる滑走路があり, 民間会社が原住民振興局から委託されて定期便・チャーター便を運航している。1979年には, 東部のマリー島にも滑走路が完成する予定である。
- (21) 連邦政府原住民諮問委員会 National Aboriginal Consultive Committee が 1977 に改組され, 連邦政府原住民協議会 National Aboriginal Conference へと発展した。新機構ではオーストラリア全土が35地区に分けられ, 各地区1名の代表を選出する。トレス海峡地域は2区に分けられている。
- (22) 1939年トレス海峡アイランダーズ法の制立もそのひとつであった。Beckett, 1965 : p. 154 参照。

引用参考文献

Bayton, J.

1971 *The Coming of the Light*, Stanmore (NSW), Australian Board of Missions, Beckett, J. R.

1965 "Australia's Melanesian Minority : Political Development in the Torres Straits Islands", *Human Organization*, No. 24, pp. 152-158.

1971 "Rivalry, Competition and Conflict among Christian Melanesians", in L. R. Hiatt and C. Jayawardena, (eds.), *Essays Presented to Ian Hogbin*, Sydney, Angus and Robertson, pp. 27-40.

1972 "The Torres Strait Islanders", in D. Walker, (ed.), *Bridge and Barrier : The Natural and Cultural History of Torres Strait*, Canberra, ANU Press, pp. 307-326.

Bleakley, J. W.

1961 *The Aborigines of Australia : Their History-Their Habits- Their Assimilation*, Brisbane, The Jacaranda Press.

Department of Aboriginal Affairs

1976 *Annual Report 1975-76*, Canberra, Australian Government Publishing Service.

Douglas, J.

1899/1900 "The Islands and Inhabitants of Torres Strait", *Queensland Geographical Journal*, Vol. XV, pp. 25-40.

1900 *Past and Present of Thursday Island, Torres Strait*, Brisbane, The Outridge Printers and Publishing.

Finney, B. R.

1972 *Big-Men and Business: Entrepreneurship and Economic Growth in the New Guinea Highlands*, Honolulu, The University Press of Hawaii.

Fisk, E. K. (ed.)

1974-1975 *The Torres Strait Islanders* (6 volumes), Canberra, ANU Press.

Haddon, A. C. (ed.)

1901-1935 *Reports of the Cambridge Anthropological Expedition to Torres Straits* (6 volumes), Cambridge, Cambridge University Press.

橋本征治

1979 「トレス海峡諸島における文化変容の空間的側面」, 『人文地理』31巻4号, pp. 289-306.

畑中幸子

1974 『われらチンブー—ニューギニア高地人の生命力—』, 東京, 三笠書房。

1975 「調停者は誰か—ニューギニア高地における文化変容の研究—」, 『民族学研究』40巻1号, pp. 16-34。

Inder, S. (ed.)

1978 *Pacific Islands Year Book* (13th edition), Sydney, Pacific Publications.

北大路弘信

1977 「ボマイ神話—その構造と意味—」, 『民族学研究』41巻3号, pp. 209-224。

Lawrie, M.

1970 *Myths and Legends of Torres Strait*, St. Lucia (Qld), University of Queensland Press.

Linton, R.

1943 "Nativistic Movements", *American Anthropologist*, Vol. XLV, pp. 230-240.

大島襄二

1979 「トレス海峡諸島の文化変容とその史的背景」, 『オーストラリア研究所紀要』別冊第4号, pp. 185-207。

Peel, G.

1947 *Isles of the Torres Straits : An Australian Responsibility*, Sydney, Current Book Distributor.

Powell, H. A.

1960 "Competitive Leadership in Trobriand Politics", *Journal of the Royal Anthropological Institute*, Vol. LXXXX, Part. I, pp. 118-145.

Read, K. E.

1959 "Leadership and Consensus in a New Guinea Society", *American Anthropologist*, Vol. LXI, No. 3, pp. 425-430.

Sahlins, M. D.

1962/63 "Poor Man, Rich Man, Big-Man, Chief : Political Types in Melanesia and Polynesia, *Comparative Studies in Society and History*, Vol. V, pp. 285-303.

瀬川真平

1978 「ある老人の回想記—ダーンリィ島社会史—」, 『地理』 23巻9号, pp. 63-70.

Segawa, S.

1979 "A Note on the Change of Land System on Darnley Island", in *The Torres Strait Islands Kenkyu-kai*, (ed.), *Interim Report of Field Research on the Torres Strait Islands*, pp. 27-32.

杉本尚次

1978 「ハモンド島(トレス海峡)の村落と住居」, 『国立民族学博物館研究報告』 3巻1号, pp. 95-113.

Valentine, C. A.

1963 "Social Status, Political Power, and Native Responses to European Influence in Oceania", *Anthropological Forum*, Vol. I, pp. 1-33.

Wallace, A. F. C.

1956 "Revitalization Movements", *American Anthropologist*, Vol. LVIII, pp. 264-281.

ウィルソン, B. (井門富二夫 中野毅 訳)

1979 『現代宗教の変容』, 東京, ヨルダン社。
(Original ; Wilson, B., 1976, *Contemporary Transformation of Religion*, London, Oxford University Press)